



## 1. 4月より火災保険が変わります

損害保険各社が販売する火災保険の保険料が4月1日から改定となります。

大きな変更点は、いままでほぼ横並びだった基本保険料が保険会社により格差が生じ、本格的な自由競争時代に突入したことです。

火災保険料の見直しは9年ぶりとなります。損害保険会社各社が保険料を決める際の参考になっている損害保険料算出機構の基本的な保険料率が、台風など自然災害の多発に伴って改定されるのに対応したものです。

各社の保険料は火災が減った東北、北陸などで大幅に下がり（建物の構造級別によって上がるものもある）、台風被害の多い四国、九州などは上がりました。

また、保険期間が10年といった長期の火災保険料は値上がりとなります。異常気象などで災害予想が難しくなっているという理由です。

火災保険は今まで、基本料率による営業保険料は各社横並びではありましたが、現在では各種割引制度が充実しており、一概に基本料率だけでは営業保険料の高い、安いの判断はできません。

大型物件においては、さらに「リスク評価割引」制度があり、その割引率によって営業保険料には大きな差が生じます。

これからの火災保険の選び方のポイントは

- ①保険金額が適正か…物件の評価をしているか（適正保険金額は意外にも少ない：保険料の取りすぎや、一部保険等による補償の不完全契約にもつながります）
- ②構造級別が適正か…代理店が建物の構造を知らないとか、一度も物件を見に来ていないのは言語道断。
- ③火災保険に精通している代理店かどうか（補償内容、各種割引制度、契約方法など）

以上、ごく当たり前の事ではありますが上記をおろそかにすることにより、不適切な保険契約になることも予想されます。私たち代理店の業務水準を高めることは大変重要であります。

しかし、いままで保険会社による代理店教育が充分に行われたかという点、大いに疑問を感じます。業務水準を高める事は代理店自身の努力によるものが大きく、これが代理店の隠れた格差となっていました。保険会社の教育体制の構築が急務なのですが、リストラによる人員削減によりままならないのが現状です。

契約者の利益の保護のため、最優先に解決していかねばならないと思います。

## 2. ハインリッヒの法則

ハインリッヒの法則とはアメリカの安全技師のハインリッヒ（1886～1962）が発表した労働災害事例を約5千件の分析結果を統計学的数値でまとめたものです。

1件の大きな事故（重傷以上）発生の背景には29件の小さな事故（軽傷）が発生しており、その29件の小さな事故の背景には300件もの「ヒヤリハット」（事故には至らなかったが、ひやっとした事や、はっとした事）が発生しているとしています。

この、1対29対300の法則は1929年11月19日に出版された論文に記述されたのが最初となります。

また、そのヒヤリハットの背景には数千もの「不安全行動」と「不安全状態」が存在しており、そのうち予防可能であるものは「労働災害全体の実に98%を占める」こと、「不安全行動は不安全状態の約9倍の「頻度で出現している」と分析しています。

JR西日本の福知山線脱線事故の後には、同社の教育体制や過密ダイヤなど様々な背景が明るみに出ましたが、他にも現場からは「事故の芽」になり得る短距離のオーバーランなどの小さな要因が300件以上報告されたそうです。

また、回転ドアの事故、エレベーターの事故の例でも、死亡事故が報道されてから、次々と小さな事故が報道されたことも記憶に新しいところです。

最近では、インフルエンザ治療薬の「タミフル」による服用後の異常行動や薬そのものの副作用が報道され、また、厚生労働省でも事故例の発表数が増えています。いまだに報道されていない症例もかなり多くあるのではないのでしょうか。

ここでは1対29対300という数字は当てはまらないかも知れません。

しかし、ハインリッヒの法則から

＊災害を防げば傷害はなくせる

＊不安全行動と不安全状態をなくせば、災害も傷害もなくせる

という教訓を導き出しました。つまり、人命にかかわる重大事故を防ぐために常日頃のささいな取り組みが不可欠ということです。

かつて凶悪犯罪が多発した米国ニューヨーク市では、90年代半ば以降ジュリアーニ市長のもとで軽犯罪の取り締まりを強化しました。

数多くの軽犯罪を放置することなく、厳しく取り締まり、そして監視することにより結果的に凶悪犯罪の発生まで抑止する事ができました。

ニューヨーク市の取り組みは「割れ窓理論（Broken Window Theory）」に基づくものでした。これは予防可能な「不安全行動」「不安全状態」を徹底的に潰していくことで、大きな事故を防いでいく、ハインリッヒの法則を応用実践したものだといえます。

約80年も前に発表された法則が、現代におけるリスクマネジメントに大きな役割を担っていることは驚きに値します。

1931年に初版が発行された「Industrial Accident Prevention - A Scientific Approach」は、「災害防止のバイブル」として、NASAを初め数多くの著作物等に引用され、結果ハインリッヒは「災害防止のグランドファーザー（祖父）」と呼ばれるようになりました。

その後バードの理論比率…重大事故1：軽傷事故10：物損事故30：ニアミス600

タイピアソンの結果比率…重大事故1：軽中傷事故3：応急事故を施した事故50：物損事故80：ニアミス400…など新たな研究結果も発表されています。

### 3. 厚生年金繰り下げ受給制度

厚生年金は本来65歳が受給開始年齢となりますが、最長70歳まで受給年齢を遅らせる「繰り下げ支給」制度があります。

開始年齢を1ヶ月先送りするごとに年金額が0.7%、年換算すると8.4%（0.7%×12ヶ月）も増えます。

仮に上限の70歳まで受給開始年齢を先送りすれば、65歳時点からもらうよりも4.2%増しの受給額が生涯続きます。

低金利が続く現代においては、はるかに有利な資産運用ともいえますが、繰り下げの損得勘定は自分の寿命次第といえます。

受給開始年齢が66歳⇒約78歳頃を過ぎると厚生年金受給総額が増えます。

//	67歳⇒約79歳頃	//
//	68歳⇒約80歳頃	//
//	69歳⇒約81歳頃	//
//	70歳⇒約82歳頃	//

65歳の平均余命は男性で18年（83歳）、女性で23年（88歳）となっていますので、厚生年金に頼らないでも収入などがあり、余裕があれば検討する余地はあります。

また、いわゆる「長生きのリスク（経済面で）」を考えたときには一生涯支払われる厚生年金は大変魅力的といえます。

ただ注意点もあります。

厚生年金に20年以上加入した人に、厚生年金の満額受給が始まる時点で65歳未満の扶養している妻がいれば、妻が65歳になるまで「加給年金」を受け取れます。

額は夫の年齢などでも違いますが年額40万円弱になることもあります。

厚生年金を繰り下げれば、この加給年金の受取も先送りされるうえ、繰り下げ受給開始時に妻が65歳を超えてしまえば、受け取れなくなります。

加給年金額と増加する厚生年金受給金額とのバランスを考えて、社会保険事務所などで充分相談したうえで繰り下げ受給をするかどうか判断してください。

しかし、厚生年金の受給額が増えるほど老後の安心感はより高まり、質の高い生活の確保にもつながり、医療や介護に関わる費用も捻出し易くなります。

もちろん元気で100歳も生きているのであれば、最高の年金制度となります。

よく、公的年金（国民年金、厚生年金）の受給を考えると、少しでも早く受給を開始してしまい、十分な年金額とはならない場合も散見されます。それでいながら長生きした場合、経済的に困難な生活が予想されます。

目先の利益だけにこだわらず、長生きすることも視野に入れなければなりません。

60歳以降の収入をどう得るか、自助努力による年金上乘せ等を含め、働いている時から長期のライフプランを練ることがいかに重要であるか、ご理解していただければと思います。

### 4. 生命保険の指定代理請求制度とは

指定代理請求制度は、受取人である被保険者（保障該当者）本人は保険金を請求出来ない特別な事情がある場合（例えば、病名もしくは余命の本人不知や被保険者の意志能力が不十分な場合）に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金を請求できる制度です。

